

人材紹介基本契約書

第4条（返金規定）

候補者が甲への入社日から起算して以下に定める期間中に、候補者が退職した場合、乙は甲より支払われた当該候補者にかかる紹介手数料及び消費税を次に定める割合に応じて返金するものとする。

- （1） 入社後 30 日未満の場合：紹介手数料の 80%
- （2） 入社後 60 日未満の場合：紹介手数料の 50%
- （3） 入社後 90 日未満の場合：紹介手数料の 20%